

1. 英ブラウン首相の演説

英国のブラウン首相は、2009年3月17日と18日に開催された、英国政府主催の「原子力平和利用への安全なアクセスの確保」と題する国際核燃料サイクルに関する会議の冒頭演説の中で以下の内容（主な点のみ）を述べた。

総論

- ✓ NPT 運用検討会議に向けて、NPT の核心である、核不拡散、核軍縮、原子力平和利用に関する核兵器国、全非核兵器国間の取引（grand global bargain）を再確認することが重要である。特に全ての国が、安全、セキュリティが確保された形で、また多国間の検証の下で、原子力平和利用を行う権利と、核兵器国の核軍縮義務が再確認されるべきである。
- ✓ 英国は、他国と協力し、今年の夏に、民生原子力利用、軍縮、核不拡散、核分裂性物質のセキュリティ、IAEA の発展に関する詳細な提案を含む、“Road to 2010 Plan”（「2010年への途プラン」）を策定し、本計画に関し、可能な限り広範な国際的関与、協議を求める。本会議が、計画の策定に向けてインプットを提供することを期待する。

核軍縮

- ✓ 英国は、軍縮及び検証など信頼醸成措置に関する、NPT 上の核兵器国による国際会議をホスト国として開催する。
- ✓ 核兵器のない世界という究極の目標を米国と共有するが、一足飛びには達成できず、段階を踏んだアプローチが必要である。
- ✓ “Road to 2010 Plan”には、軍縮に向けての信頼性が高いロードマップが含まれる。
- ✓ 第1次戦略兵器削減条約（START I）の後継条約の締結に向けての米露のコミットメントを歓迎する。
- ✓ 核兵器の解体の検証に関し、英国が実施している研究成果を他の国と共有する用意がある。（ノルウェーとの間で、核兵器の設計情報の開示なしに核兵器が解体されることを実証する技術を開発中）
- ✓ 英国は、抑止力に必要な最小限の核戦力を有することとしており、現在、運用可能な核弾頭は160発以下であるが、抑止力に鑑み、また、多国間の軍縮に関する議論の進捗に応じ、更に削減を行う用意がある。
- ✓ 多国間の軍縮の最初のステップは、前提条件なしに核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）の交渉を早期に開始すること、全ての国が包括的核実験禁止条約（CTBT）の署名、批准を行うことである。

原子力平和利用と核不拡散

- ✓ 原子力エネルギーの広範な利用なしには地球温暖化の問題を解決できない。
- ✓ 全ての国に原子力エネルギーへのアクセスを認めるためには、核燃料サイクルの全ての部分について、核物質のセキュリティを確保し、制裁手段を用いて拡散を防止する多国間管理の適切なメカニズムが適用されなければいけない。
- ✓ 英国自身が蓄積した核物質の管理について詳細な提案を行うとともに、“Road to 2010 Plan”の中で、そうした核物質をいかに取り扱うかについて検討する。
- ✓ 燃料サイクルの多国間管理についての提案を英国が主導して行う。フロントエンドに関しては多くの提案がなされているが、更に進んで、使用済燃料の管理に関するセキュリティの確保というバックエンドの課題を含む全てのオプションが検討されるべきである。
- ✓ 核拡散抵抗性が高い燃料サイクル技術の研究開発に関し、産業界、学界及び政府との革新的なパートナーシップを求める。
- ✓ 原子力発電の導入にあたっては多額なコストと技術上の課題の解決が必要であり、新たに原子力発電を導入する国は、全てのオプションを検討すべきである。そうしたオプションの1つとして、地域の国が共同で原子力導入を行うことが考えられ、こうしたアプローチは中東のような地域にとっては特に有効である。
- ✓ 核物質のセキュリティ確保の重要性の増大、査察の強化（将来的には軍事施設も対象とする。）、査察官の訓練、支援等、最近の環境変化を勘案すると、国際社会からのIAEAに対する新たな資金拠出が必要である。
- ✓ 次世代保障措置が検討されるべきである。
- ✓ 査察に対して協力を怠った場合、NPTに対する重大な違反やNPTからの脱退の場合は、自動的に国連安保理に諮られるべきで、マイナーなケースを除き制裁が課されるべきである。
- ✓ 現状は、NPT違反の場合、国際社会に違反の立証責任があるが、将来的には、違反の疑惑が生じた場合、違反していないことを立証する責任を当事国に課すべきである。
- ✓ 原子力供給国グループ(NSG)の役割の強化に向け、他の国と協力する。

核セキュリティ

- ✓ テロリストが核物質を入手することを防ぐために、核物質の防護に関する新たな国際基準が必要であり、“Road to 2010 Plan”の中でそうした基準を提案したいと考えている。

- ✓ 英国は、IAEA の核セキュリティ基金(Nuclear Security Fund)への拠出を倍増する。
- ✓ 核鑑識の発展によって核爆発装置で使用される核物質の源を同定することが可能となったことにより、テロリストだけでなく、核物質の提供者も責任を免れ得ない。

イラン

- ✓ イランには、このまま現状の振る舞いを継続し、更に厳しい制裁に直面するか、IAEA 保障措置の下での民生原子力活動に立ち返り、国民に利益をもたらすかという 2 つの選択肢があり、イランが正しい選択肢を選ぶことを希望する。

(情報ソース)

英首相官邸ホームページ

<http://www.number10.gov.uk/Page18631>

英国外務省ホームページ

<http://www.fco.gov.uk/en/fco-in-action/counter-terrorism/weapons/nuclear-weapons/nuclear-energy-conference/>

2. 米露共同声明

4月1日、米国のオバマ大統領はロシアのメドベージェフ大統領との間で首脳会談を行い、以下の内容（核軍縮、核不拡散、原子力平和利用に関連する部分のみ）を含む共同声明を発表した。

核軍縮

- ✓ NPT 第 6 条の義務を履行し、核兵器削減にリーダーシップを発揮するため協力することで合意
- ✓ 核兵器のない世界の実現を目指すことを確認
- ✓ START I に代わる法的拘束力を持つ新たな条約について即座に協議を開始し、7月までに交渉の進捗状況を報告することを求める。
- ✓ 検証条項を含む FMCT に関する国際的な協議を支援
- ✓ CTBT の発効の重要性を強調し、この問題に関し、オバマ大統領は米国の本条約の批准に向け尽力するコミットメントを示した。

原子力平和利用と核不拡散

- ✓ NPT と IAEA 保障措置を支持
- ✓ 原子力の平和利用における国際協力を推進するための新たな可能なイニシ

アティブを検討することで合意

- ✓ 核燃料サイクルについての多国間アプローチに関する IAEA の取組みを歓迎し、NPT における権利と義務に一致した方法で、新たに原子力発電導入を検討する国や現存の原子力発電プログラムの拡大を検討する国に恩恵をもたらす取組みを奨励

核テロ

- ✓ 核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブの更なる推進
- ✓ 高濃縮ウランの民生利用を最小限にすることを含み、2005 年にブラティスラバ（米露サミット）で開始された核セキュリティイニシアティブを通じて得られた成果を高く評価
- ✓ 核セキュリティの強化に向けた二国間協力を継続
- ✓ 国連安保理決議 1540 の履行を更に推進

二国間協力

- ✓ 二国間原子力協力協定の発効に向け、ともに尽力

地域問題

- ✓ 早期の六者会合の再開を支持し、引き続き 2005 年 9 月 19 日の共同声明及びそれに続く合意文書で謳われた目標と原則に従った朝鮮半島の検証可能な非核化を推進することで合意
- ✓ イランが NPT の下で原子力の民生利用の権利を有することを認めつつ、関連する安保理決議及び IAEA との協力を含む IAEA 理事会決議の遵守を要求
- ✓ 直接的対話を含む、包括的な外交的解決を推進することを再確認

（情報ソース）

在英米国大使館ホームページ参照

<http://www.usembassy.org.uk/potus09april/potus03.html>

3. オバマ大統領の演説

オバマ大統領は、4 月 5 日、プラハにおいて、新政権の核軍縮、核不拡散、原子力平和利用政策を包括した演説を行った。主な内容は以下の通りである。

総論

- ✓ 冷戦終了により、世界的な核戦争の脅威は減少したが、核攻撃のリスクは、逆に増大
- ✓ 核兵器を使用した唯一の国として、米国は、軍縮を推進する道義的責任を有

する。

- ✓ 核兵器のない世界を目指すことを明確にかつ確信をもって表明
- ✓ ただし、核兵器が存在する限り、抑止力として、また、同盟国の防衛を保証するために、米国は核兵器を維持し続ける。

核軍縮

- ✓ 米国の安全保障における核兵器の役割を減らすとともに、他の国にも同じことを求める。
- ✓ 今年中に START I の後継条約を締結。また、他の核兵器保有国も含めた軍縮を推進
- ✓ 米国による CTBT の批准に向けた、早急かつ精力的な取り組み
- ✓ 検証条項を含む FMCT の交渉開始

原子力平和利用と核不拡散

- ✓ IAEA 保障措置の強化に必要なリソースと権限の拡大
- ✓ 規範に違反した国や NPT から脱退した国に対する制裁の強化
- ✓ 原子力平和利用協力に関する新たな枠組み（国際核燃料バンク等）の構築
特に、核兵器の開発を放棄する新規原子力発電導入国に対して、平和利用へのアクセスを確保する点において重要

地域問題

- ✓ 北朝鮮によるロケットの打ち上げを非難し、国際社会の断固とした対応を求める。
- ✓ 相互利益と相互尊敬をもってイランと対話
- ✓ イランに対し、2つの選択肢を提示
 - 厳格な保障措置の下に原子力平和利用プログラムを推進するか
 - 国際的孤立を深めていくか
- ✓ イランによる核やミサイルの開発は、米国だけでなく、イランの隣国や米国の同盟国にとっても脅威であり、イランからの脅威が存在し続ける限り、米国はミサイル防衛システムを推進

核テロ

- ✓ テロリストが核兵器を取得することは、グローバルセキュリティにとって最も緊急かつ重大な脅威
- ✓ 世界中に脆弱な形で存在する核物質のセキュリティを 4 年以内に確保する国際取組みを提唱（新たな基準の作成、ロシアとの協力の拡大、機微な核物質のセキュリティを確保するための新たなパートナーシップ）

- ✓ 核の闇市場の解体、核物質の不法移転の探知、阻止、そのための金融手段の活用
- ✓ 拡散に対する安全保障構想(PSI)や核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブといった取組みを永続的な国際機関に発展
- ✓ 核セキュリティに関するグローバルサミットを米国がホストして 2010 年に開催

(情報ソース)

在チェコ米国大使館ホームページ参照

<http://prague.usembassy.gov/obama.html>

4. 評価

米英露といった核兵器国が核軍縮、核不拡散を積極的に進める政策を表明したのは、2007年1月に米国の元政治家4人¹がウォールストリートジャーナル紙において「核兵器のない世界」という理念を提唱して以来、高まってきた核軍縮の機運が、オバマ政権の誕生を契機に具体的に打ち出されたものと言え、大きな意義を有する。

三者に共通する要素として、軍縮に関しては、START I 後継条約の締結、CTBT の発効、FMCT の早期交渉開始、原子力平和利用と核不拡散に関しては、違反の場合の制裁措置を含む、NPT や IAEA 保障措置の強化、核燃料サイクルの多国間管理や国際核燃料バンクといった原子力平和利用協力の新たな枠組みの構築といった要素が挙げられる。条約、国際機関を重視するアプローチに立ち返るとともに、特に核不拡散に関しては、NPT、IAEA といった伝統的な核不拡散担保措置と核燃料サイクルの多国間管理や国際核燃料バンクといった新たな枠組みの組み合わせにより対応しようとしている点が特徴的である。また、テロリストによる核物質取得の脅威は増大しているとの認識の下、核セキュリティの重要性が強調されており、グローバルサミットの開催や核セキュリティ基金への拠出額の増額など、具体的な提案がなされている。

ただ、全体的に見ると、今回表明された政策はあくまでも理念的な色彩が強く、具体的な政策や方法論の詰めは今後のプロセスとして残されている。例えば、原子力平和利用協力に関する新たな枠組みについて、国際核燃料バンクや核燃料サイクルの多国間管理に言及されているが、具体像は示されていない。

¹ キッシンジャー元国務長官、ナン元上院議員、ペリー元国防長官、シュルツ元国務長官の4人。同紙に寄稿された論文については、以下のHP参照

A World Free of Nuclear Weapons (2007年1月4日)

http://www.fncl.org/issues/item.php?item_id=2252&issue_id=54

Toward a Nuclear-Free World (2008年1月15日)

<http://online.wsj.com/article/SB120036422673589947.html>

その意味において、オバマ政権による政策文書の策定やブラウン英首相が表明した”Road to 2010 Plan”の策定が待たれるところである。

また、表明された政策の実現は容易ではない。CTBTについては、オバマ政権が批准を求めたとしても、上院で 2/3 の支持を得るのが難しいことは、1999 年の例²が示しているところであるし、FMCT についても、米国の政策転換が直ちに交渉開始につながるかどうかは不明である。各国それぞれが表明した政策がどのように具体化され、実現していくか今後注目される。

以上

² 1999 年 10 月 13 日、51 対 48（棄権 1）で CTBT 批准は、条約の批准に際し要求される、3 分の 2 の多数を大きく下回る形で否決された。